

西村あさひ法律事務所

国際刑事裁判所による企業活動の訴追可能性について／
スペック・インにかかる独禁法上の確約計画

危機管理ニューズレター

2022年7月29日号

執筆者:

E-mail [木目田 裕](#)E-mail [宮本 聡](#)E-mail [松本 佳子](#)E-mail [小一原 潤](#)E-mail [西田 朝輝](#)E-mail [梅澤 周平](#)

目次

- I 国際刑事裁判所による企業活動の訴追可能性について／小一原 潤
- II スペック・インにかかる独禁法上の確約計画／木目田 裕
- III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

I 国際刑事裁判所による企業活動の訴追可能性について

執筆者: 小一原 潤

私は、検事任職中だった2019年11月から2020年10月までの約1年間、オランダに所在する国際刑事裁判所(以下「ICC」という。)に派遣され、客員専門家として勤務しました。私が派遣された当時、ICCの認知度は低く、検察庁内でもその存在すら知らない人も少なくありませんでした。ところが、2022年2月のロシアのウクライナ侵攻以来、日本の国内外において、ICCに対する注目がかつてないほど高まっています。ウクライナをはじめ世界各国から、ウクライナにおいてロシアが行っている行為はジェノサイド(集団殺害犯罪)や戦争犯罪であり、ICCがこれを捜査・訴追すべきであるとの主張が寄せられており、日本政府もICCに対する支持と支援強化の方針を打ち出しています。

本稿では、近時注目を集めるICCの概要を紹介するとともに、ICCの捜査・訴追が企業活動に及ぶ可能性について取り上げます。

ICCは、1998年に採択された国際条約である「国際刑事裁判所に関するローマ規程」に基づき、2002年に発足した、個人の刑事責任を追及するための常設の国際刑事法廷であり、現在123か国がローマ規程の締約国となっています。ICCの訴追の対象となる犯罪は、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」、すなわち、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪の4つに限られます。また、ICCの訴追対象として想定されるのは、当該犯罪について十分に重大な責任を持つ個人に限られます。例えば、犯罪を直接実行した軍隊の末端の兵士等がICCに訴追されることは想定されておらず、実際にこれまでにICCが訴追したのは、軍隊の最高責任者たる一国の大統領や副大統領、反政府ゲリラ組織の指導者等、犯罪を実行した組織の上位者等がほとんどを占めています。なお、ICCの管轄は自然人のみに及ぶため、法人がICCの訴追対象となることはありません。

ここまでの説明では、一見すると、ICCが企業活動について捜査・訴追の対象とすることはおよそ考えにくいようにも見えるかもしれません。しかしながら、歴史的に見て、過去に設置された国際刑事法廷において、企業活動の一環として行った行為について個人が訴追され、刑事処罰を受けた例は少なくありません。最も分かりやすい例としては、ナチスドイツに積極的に協力して毒ガス等を開発・提供した企業の取締役等が、戦争犯罪等により訴追されて有罪判決を受けた事例が挙げられます。国際刑事法廷が訴追の対象とするような国際的な紛争においては、紛争当事者が、企業と継続的な取引関係に立ち、企業から一定のサービスを受けながら活動を行っている場合があります。したがって、ある企業が、その取引相手が紛争当事者であり国際的な重大犯罪を行っていることを知りながら、人的・物的サービス等を提供し、その結果その犯罪の実現に寄与したものと評価されれば、そのサービス等の提供に関与した企業の従業員等は、当該犯罪に加担したのものとして、刑事責任を問われる可能性があります。ICCにおいては、これまでに、企業活動による犯罪への寄与について刑事責任を認めて有罪判決が下された例はありません。しかしながら、ICCにおいても、企業活動により犯罪に寄与した個人の刑事責任を追及することは、共犯責任(ローマ規程25条3項)等により当然に可能と考えられています。したがって、今後適切な事案があれば、ICCの検察官が企業活動について捜査・訴追の

対象とすることは十分に考えられます。

前記のとおり、ICC の管轄は自然人のみに及ぶため、法人自体が ICC により訴追されることはありません。しかしながら、法人の企業活動に従事した従業員個人が ICC により訴追された場合、当該企業は、使用者責任等により被害者等に対する民事上の責任を負うほか、当局対応や顧客対応、リпутーションリスクなど、法人自体が訴追を受けたのと実質的に変わらないような極めて重大なリスクにさらされることとなります。昨今のビジネスと人権に関する意識の高まりを受け、多くの企業が人権尊重のための様々な取組を行っていますが、こうした時代の流れに逆行し、人権問題を軽視した企業活動を行ったときには、最悪の場合、究極の人権侵害に及んだものとして ICC による訴追の可能性があることにも留意する必要があります。

II スペック・インにかかる独禁法上の確約計画

執筆者：木目田 裕

ニューズレターの前月号でスペック・インの違法性について取り上げましたが、ちょうど、公正取引委員会が、スペック・インとみられる事案について、確約計画の認定等を公表しました。

公正取引委員会の発表資料である「(令和 4 年 6 月 30 日)株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューから申請があった確約計画の認定等について」

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220630daiichi/220630.html>

には、次の記載があります。

【2 違反被疑行為の概要】

「2 社は、平成 31 年 2 月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務(以下『本件業務』という。)の発注を検討している市町村及び特別区(以下『市町村等』という。)に対してそれぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム(以下『CMS』という。)について、2 社によって作成された、オープンソースソフトウェアではない CMS とすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけでは CMS に係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアの CMS を取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。」

【3 違反被疑行為による影響等(1)】

「オープンソースソフトウェアについては、ソースコードが公開されている点で、脆弱性が発見されやすく第三者からの攻撃の標的になりやすいとの指摘がある。しかしながら、オープンソースソフトウェアではないソフトウェアについても、脆弱性が存在している場合はある。このため、情報システムにおける情報セキュリティ上の問題への対応においては、使用するソフトウェアがオープンソースソフトウェアであるか否かにかかわらず、適切に管理されたソフトウェアを使用して情報システムを構築すること及び構築後、使用するソフトウェアを最新版にアップデートしておくこと等の脆弱性を解消する運用・保守が欠かせないものである。したがって、市町村等において導入される CMS を、情報セキュリティ対策からオープンソースソフトウェアではない CMS としなければならない理由はないものと考えられる。」

この公正取引委員会の発表文における「3 違反被疑行為による影響等(1)」における「市町村等において導入される CMS を、情報セキュリティ対策からオープンソースソフトウェアではない CMS としなければならない理由はないものと考えられる。」との説明からすれば、公正取引委員会も、この事案について、単なるスペックインを問題としているものではなく、前月号で私が使った言葉でいえば、「欺罔性」と言えるような事情を問題としているものと思われます。

なお、この点、植村幸也弁護士の次のブログが参考になります。

「(令和 4 年 6 月 30 日) 株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューから申請があった確約計画の認定等について」について：弁護士植村幸也公式ブログ：みんなの独禁法。 (<http://kyu-go-go.cocolog-nifty.com/blog/2022/07/post-6f573a.html>)

Ⅲ 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2022年6月24日】

証券取引等監視委員会、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20220624.html>

証券取引等監視委員会は、主に2021年4月から2022年3月までの間に、金融商品取引法違反となる不公正取引に関し、勧告を行った事例を取りまとめ、公表しました。同事例集に記載されている2021年度における課徴金勧告事例の特徴は以下のとおりです。

【インサイダー取引】

- ・ 上場会社の役員が内部情報を知得できる立場にあったことを悪用し、借名口座を使用してインサイダー取引を繰り返し行った事案を勧告
- ・ 初めて「株式移転」を行うことについての決定をした旨を重要事実と構成した事案を勧告
- ・ 海外に居住する上場会社の子会社との契約締結者の役職員によるクロスボーダー取引を利用したインサイダー取引事案を勧告

【相場操縦】

- ・ 売り見せ玉と買い見せ玉を交互に繰り返し発注することで最良気配の板状況を人為的に変動させていた事案を勧告
- ・ 過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者が、再度違反行為¹を行った事案を2件勧告
- ・ 海外法人が店頭デリバティブ取引において見せ玉手法により相場操縦を行った事案を勧告(店頭デリバティブ取引に関する相場操縦に対する勧告は初)

【2022年6月27日】

法務大臣、刑事手続のIT化等を法制審議会に諮問

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500043_00001.html

法務大臣は、2022年6月27日、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等を踏まえ、法制審議会に対し、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問」を行いました²。この諮問は、①刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること、②刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと、③①及び②の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすることを内容とするものです。

また、法務大臣は、同日、近年における犯罪収益等の実情に鑑み、法制審議会に対し、「犯罪収益等の没収に関する諮問」を行いました。この諮問は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律13条で没収することができることとされている犯罪収益等に、「不動産若しくは動産又は金銭債権」以外のものも含めることを内容とするものです。

¹ 課徴金の加算措置の適用により課徴金額は1.5倍となります。

² この諮問に関連して、2022年6月27日、刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会による「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書が公表されております。この報告書の内容については、[本ニュースレター2022年2月号](#)(「法務省、刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会の『取りまとめ報告書(案)』を公表」)をご参照ください。

【2022年6月28日】

公取委、クラウドサービス分野の取引実態に関する報告を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220628.html>

公正取引委員会は、クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書を公表しました。本報告書は、クラウドサービス市場においては、市場シェアの集中が生じやすいこと、及びクラウド提供事業者と利用者との間に情報格差があること等を指摘するとともに、独禁法上問題となり得る事案の例として、以下のものを挙げています。

- ・ 有力なクラウド提供事業者が、不当に高額なデータ転送料を設定し、これによって、市場閉鎖効果が生じる場合【競争者に対する取引妨害等】。
- ・ 有力なクラウド提供事業者が、他のクラウド提供事業者のサービスを取り扱わないパートナーのみに有利な仕切価格や取引条件を提供したり、各パートナーの取扱能力の限度に近い販売数量(売上高)を求め、これにより市場閉鎖効果が生じる場合【差別対価、取引条件等の差別取扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引等】。
- ・ 利用者にとってクラウド提供事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、クラウド提供事業者が当該利用者にとって著しく不利益な要請等を行っても、当該利用者がこれを受け入れざるを得ないなど、自己の取引上の地位が利用者に優越しているクラウド提供事業者が、一方的にサービスの値上げを行うなど利用者との取引の条件を一方的に変更することによって、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合【優越的地位の濫用】。

【2022年6月29日】

消費者庁、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」及び「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を改正

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/029287/>

2022年6月29日、消費者庁は、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」及び「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を改正しました。

本指針の改正では、事業者がアフィリエイトプログラム³を利用した広告を行い、自社の表示の作成をアフィリエイター等に委ねる場合に、講ずべき表示等の管理上の措置の例等が追加されています。

また、本留意事項の改正では、アフィリエイトプログラムを利用した広告について、広告主がその表示内容の決定に関与している場合には、景品表示法上は、広告主が行った表示とされるなど、事業者がアフィリエイトプログラムを利用した広告を行った場合等に生じる、景品表示法上の問題点及び留意事項等が追加されています。

以上

³ 本指針においては、「アフィリエイトプログラム」とは、インターネットを用いた広告手法の一つであり、そのビジネスモデルは、ウェブサイトの運営者等(アフィリエイター)が当該サイト等に当該運営者等以外の者が供給する商品又は役務のバナー広告、商品画像リンク及びテキストリンク等を掲載し、当該サイト等を閲覧した者がこれらをクリックしたり、これらを通じて広告主のサイトにアクセスして広告主の商品又は役務を購入したり、購入の申込みを行ったりした場合等、あらかじめ定められた条件に従って、アフィリエイターに対して、広告主から成功報酬が支払われるものであるとされています。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 